

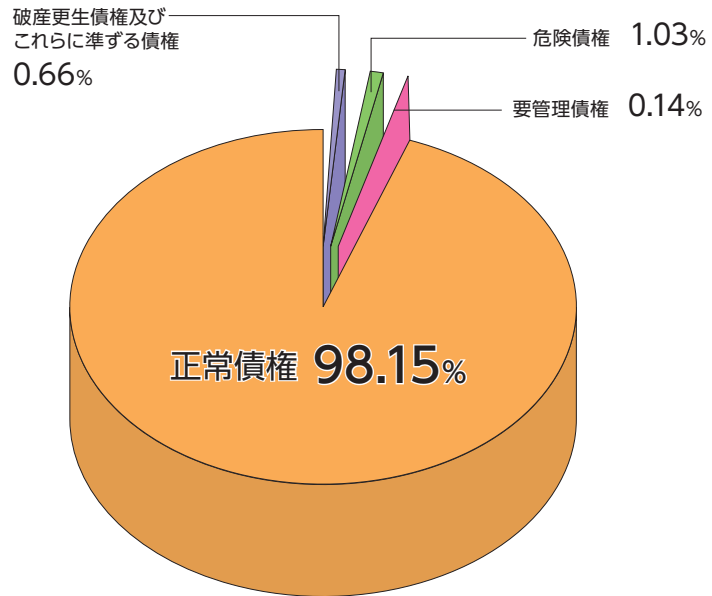
不良債権の状況

適正な資産の自己査定に基づく償却・引当等を実施し、
資産の健全化を進めております。

不良債権額及び不良債権比率(金融再生法基準)

不良債権比率 **1.84%**
 保全率 **88.93%**
 引当率 **73.41%**
 実質の不良債権割合 **0.20%**

※実質の不良債権割合=(不良債権額-保全額)÷総与信額



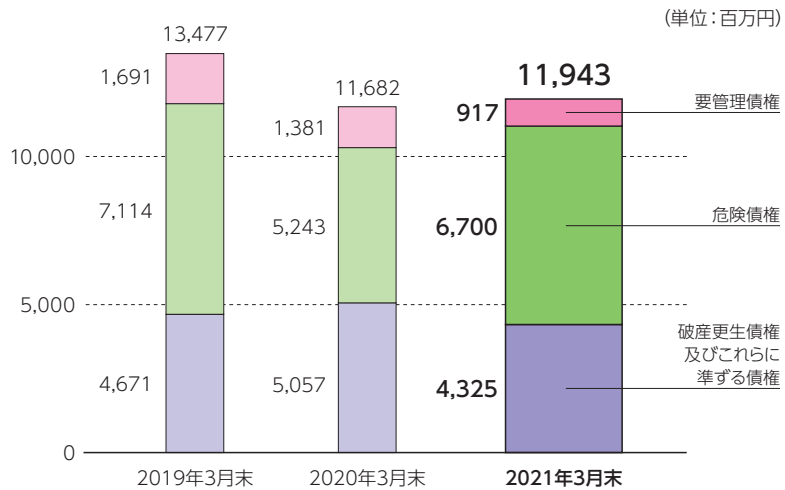
『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』(金融再生法)に基づく開示債権の状況について、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の不良債権額は119億43百万円で、不良債権比率は1.84%となりました。

この開示債権は、全てが回収不能な債権ではなく、このうち担保・保証等で69億72百万円、さらに貸倒引当金で36億49百万円が保全されております。結果、未保全額は13億21百万円となっております。

実質の不良債権が、総与信に占める割合は0.20%と引き続き低率を維持しております。

また、会員勘定は798億17百万円で資産の健全性維持に対する備えは十分にできております。

今後とも、お取引先の経営改善・再生支援に努め、資産内容の一層の健全化を図ってまいります。



金融再生法開示債権の推移

(単位: 百万円)

	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,671	5,057	4,325
危険債権	7,114	5,243	6,700
要管理債権	1,691	1,381	917
不良債権額	13,477	11,682	11,943
正常債権	551,983	562,886	636,104
合計	565,461	574,568	648,047
不良債権比率	2.38%	2.03%	1.84%

※当金庫は部分直接償却を採用しておりません(ただし、旧小樽信用金庫から引き継いだ一部貸出金を除く)。
 ※百万円未満は切り捨て、小数点第3位を切り捨てて表示しております。